特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
1	東京都家具健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都家具健康保険組合(以下「当組合」という。)は、適用、保険給付及 び保険料等徴収関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当た り、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねな いことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態が発生するリスクを 軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利 益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・特定個人情報を取り扱うことができる組合職員を限定し、他の職員や外部から特定個人情報にアクセスできないようシステム的に制御します。

・特定個人情報にアクセスしたとき、いつ・誰が・どこからアクセスしたのか、システムで操作記録を自動的に残します。

評価実施機関名

東京都家具健康保険組合

公表日

令和7年7月17日

[令和7年5月 様式2]

関連情報 Ι

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 適用、給付及び徴収関係事務

く制度内容>

当組合は健康保険法(大正11年法律第70号)並びに行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等に基づき、医療保険の運 営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに加入者の健康の維持・増進、加入者が受け る医療の質の向上を図ることを目的としている。

その目的を達成するため当組合では、事業主と被保険者の代表による事業・運営計画の策定、保険料 の徴収、保険給付、診療報酬明細書の内容審査、健康診査や体力づくり等の保健事業、加入者への広 報活動、診療所や保養施設の運営等を行っている。

また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被 保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」と いう。)に委託することができる旨の規定が健康保険法に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険 者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者 の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者 等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー等」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接 続するためのサーバーの運用・管理を支払基金に一元的に委託することが可能になった。

当組合の加入者は、全国の木工製造等の①事業所の従業者である被保険者及びその被扶養者(一般 加入者)、②事業所を退職するまで2ヶ月以上被保険者であった期間があり任意に継続加入を申し出た 者及びその被扶養者(任意継続加入者)で、いずれも後期高齢者医療保険制度の適用年齢75歳に到達 すると加入者の資格を喪失する。

<事務内容>

当組合が行う事務のうち、番号法別表第1の項番2「健康保険法による保険給付の支給、保健事業若し くは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定める」事務について、加 入者の個人番号等の特定個人情報を以下の範囲で利用する。

なお、健康保険事務に必要な事業所からの届出書の一部について、令和2年11月から事業所が電子 データにしてオンラインでマイナポータル(社会保険・税手続オンライン・ワンストップサービス)経由で申 請し、それをオンラインで当組合が受け付けすることが可能となる(※1)。

- 1. 適用事務(加入者への保険給付や保険料徴収に当たって適用する資格関係情報等を取り扱う
- (1)被保険者資格取得、資格喪失、被扶養者の異動等による資格の認定、資格関係情報変更の事務処 理に係る個人番号の確認及び資格関係情報等の参照
- (2)事業所又は加入者から個人番号が入手できない場合や個人番号又は5情報(氏名、氏名の振り仮 名、生年月日、性別、住民票住所。以下「5情報」という。)を確認する必要がある場合、住民基本台帳法 第30条の9の規定に基づき支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本5情 報を入手(※2)
- (3)平成29年5月以降、情報連携のために加入者の個人番号及び資格関係情報を中間サーバー等に登 録して、被保険者枝番を取得し、資格喪失や異動等の資格関係情報に変更があった場合、中間サー バー等の登録情報を更新

(4)他の医療保険者等から異動してきた被保険者やその被扶養者の資格認定に当たり確認情報が必要 な場合は、中間サーバー等内で従前に加入していた医療保険者等に情報照会し、資格喪失していること を確認、また、被扶養者の資格認定に必要な課税証明書や住民票等情報、給付金・還付金等の支給に 利用する公的給付支給等口座情報(以下、「公金受取口座情報」という。)(被保険者が希望する場合に 限る。)は、情報提供ネットワークシステムを利用して当該情報保有機関に情報照会し確認(※3)

- (5)健康保険被保険者証(令和6年12月2日以降は資格確認書)や高齢受給者証等の発行・管理事務に 係る対象者の確認及び資格関係情報等の参照
- (6)月額変更、算定、賞与等の標準報酬に係る届出書について資格関係情報等の参照
- (※1)マイナポータルは政府が運営するオンラインサービスで、マイナポータルに接続する当組合のオ ンラインネットワークは、従来から支払基金に接続して使用していたオンライン請求ネットワーク(以 下「オンライン請求NW」という。)を利用する。なお、マイナポータルの運営主体は、申請データの中 身を閲覧等できないようにシステム上制御されている。
- (※2)地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手や5情報入手は、支払基金経由で中 間サーバー等を介して即時照会又はファイルー括照会する。
- (※3)従前に加入していた医療保険者等への情報照会は被保険者枝番を用いて支払基金の中間サー バー等内で行い、情報提供ネットワークシステムを通じた当該情報保有機関への情報照会は、被保 険者枝番を用いた照会データを支払基金の中間サーバー等で機関別符号を用いた照会データに変 換して行う。
- 2. 給付事務(加入者への給付決定に係る資格関係情報等を取り扱う事務)
- (1)傷病手当金、出産育児一時金、埋葬料等の給付に係る届出書に個人番号が記載されている場合の 個人番号の確認及び資格関係情報等の参照
- (2)給付金の計算に係る計算条件等の情報索引
- (3)給付の決定に当たり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の 情報保有機関に照会し確認(※4)
- (4)情報連携のために、加入者の給付関係情報を中間サーバー等に登録
- ⑸限度額適用認定証等の給付関係証書類や医療費のお知らせ等の発行・管理事務に係る対象者の確 認及び資格関係情報等の参照
- (※4)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、被保険者枝番を用いた照会データを支払基 金の中間サーバー等で機関別符号を用いた照会データに変換して行う。

②事務の概要

	3. 徴収事務(保険料等の徴収に係る資格関係情報等を取り扱う事務) (1)任意継続の保険料等の計算に係る計算条件等の情報索引 (2)任意継続の保険料徴収や未納管理、資格喪失時還付金等の保険料徴収に係る事務について、資格 関係情報等の参照
	(付)給付金・還付金等の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金 口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、被保険者が公的給付支給等口座情報の 利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登 録システム(デジタル庁)から当該被保険者の公金受取口座情報を入手して振込等の事務処理に 利用することが可能になった。
③システムの名称	1. 健康保険組合事務基幹システム(以下「基幹システム」という。) 2. 中間サーバー等 3. 雷子申請受付クライアントソフト

2. 特定個人情報ファイル名

健康保険基幹情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

·番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番2

・住民基本台帳法 第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (照会)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表3の項及び 同命令第5条 (提供)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2、6、13、 27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、 166、173の項及び 同命令第4条、第8条、第15条、第29条、第40条、第44条、第50条、第58条、第67条、 第71条、第85条、第89条、第117条、第127条、第133条、第139条、第143条、第147条、 第160条、第163条、第166条、第167条、第168条、第175条 (委託の根拠)・健康保険法 第205条の4 第1項及び第2項 当組合は、健康保険法の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照 会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の 事務に活用するのは当組合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。

5. 評価実施機関における担当部署

 ①部署
 業務部業務課

 ②所属長の役職名
 業務部長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

東京都文京区本郷5丁目33番10号 東京都家具健康保険組合 総務部総務課

03-5990-9390

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒113-8511 東京都文京区本郷5丁目33番10号 東京都家具健康保険組合 業務部業務課 03-5990-9390

〒113−8511

9. 規則第9条第2項の適用]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		ħ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	17年6月30日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	17年6月30日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 布機関については、それ] ぞれ重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書		
されている。						
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワーク	システムを通じたノ	(手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託]]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネット	・ワークシステムを通	じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	Γ	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業				[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	Г	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	ば事りのない。 ・事り方仮は ・地り媒やの ・PC保組・PC保組・PC保組・PC保組・PC保組・PC保組・PCの ・PC保組・PCの ・PC保組・PCの ・PC保組・PCの ・PC保組・PCの ・PC保組・PCの ・PC保組・PCの ・PC保組・PCの ・PCR組・PCの ・PCR組・PCの ・PCR組・PCの ・PCR組・PCR組・PCR組・PCR組・PCR組・PCR組・PCR組・PCR組	ような対策を講じている 及扱担当者に特定個人 いだ事務処理手順をマ 、共団体情報システム ら、生年月日、性別、低 の届出書から個人番 ダブルチェックを行う。 の機器の返却や廃棄の 合がデータ消去ソフト	る。 情報の取打 ニュアル化 機構から個 主民票住所 号等を健り の際に、業 を導入して	国人番号を入手する場合や照会をした場合、5情報(氏名、氏名)が一致することを必ず確認する。 保業務の基幹システムに登録(入力)する際には、届出書との読者がデータを復元不可能に完全消去していることを確認するか、			

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を	実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスク は使用等のリスクへの対 がわれるリスクへの対策の システムを通じて目的外 システムを通じて不正な い・滅失・毀損リスクへの	との紐付けが行われるリスクへのダフへの対策 第 委託や情報提供ネットワークシステムを通じたの入手が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策	⊂提供を除く。)
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	物理的安全管理措置、技術的]安全管理措置等を講じ プを保管している。これ	事業者編)に則り、漏洩・滅失・毀損 ると共に、特定個人情報ファイルの らの対策を講じていることから、特定 られる。	滅失・毀損が発

変更箇所

変更固変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
XXI	7X.H	发 人的************************************		DC DC P-1 7/1	TEMPONIC IN OBIST
平成31年4月2日	I 1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	<事務内容>1.適用事務(1)平成28年4月から、資格を有する加入者の個人番号を事業所 又は加入者から収集し登録する事務	初期収集に関する項番(1)を全文削除し、以下 の項番を振り直した。 その他、初期収集に関連した表記の削除・修正 や、事務運用の実態に合わせた文章表記の修 正をした。	事後	初期収集は過去に一時的に 行い、既に平成28年度で終了 しているため削除。
平成31年4月2日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (提供)別表第2 項番1、2、3・・・120	(提供)別表第2 項番120を119に変更した。	事後	番号法改正で項番が変更されたことによる変更。
平成31年4月2日	Ⅳ リスク対策 全般	(新設項目)	新たに追加された評価項目(1.提出する特定個人情報保護評価書の種類~6.情報提供ネットワークシステムとの接続)のリスクに対する措置について、実施状況を記載した。	事後	提出する評価書の種類と、実施しているリスクに対する措置を記載。
令和1年10月1日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (提供)別表第2 項番1、2、3・・・119	(提供)別表第2 項番119を120に変更した。	事後	番号法改正で項番が変更されたことによる変更。
			<事務内容>に、電子申請を追加		
令和2年10月1日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務		『なお、健康保険事務に必要な事業所からの届出書の一部について、令和2年11月から事業所が電子データにしてオンラインでマイナポータル(社会保険・税手続オンライン・ワンストップサービス)経由で申請し、それをオンラインで当組合が受け付けすることが可能になる(※1)』 『(※1)マイナポータルは政府が運用するオンラ	事前	
	②事務の概要		インサービスでマイナポータルに接続する当組合のオンラインネットワークは、従来から支払基金に接続して使用していたオンライン請求ネットワーク(以下「オンライン請求WI」という。)を利用する。なお、マイナポータルの運営主体は、申請データの中身を閲覧等できないようにシステム上制御されている。』		
令和2年10月1日	I1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康保険組合事務基幹システム(以下「基幹 システム」という。) 2. 中間サーバー等	1. 健康保険組合事務基幹システム(以下「基幹 システム」という。) 2. 中間サーバー等 3. 電子申請データ・ダウンロードAP(以下「ダウ ンロードAP」という。)	事前	
令和2年10月1日	I4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(提供)別表第2 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第48条、第5条、第48条、第48条、第48条、第48条、第48条、第48条、第48条、第48	(提供) 別表第2 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条上の2、第24条の2、第25条の2、第31条の2、第33条、第41条の2、第55条の2、第59条の3	事後	条項の記載漏れ等を見直した 結果で、事後
令和2年10月1日	Ⅳ リスク対策 全般	新たに追加された評価項目(1.提出する特定個人情報保護評価書の種類~6情報提供ネットワークシステムとの接続)のリスクに対する措置について、実施状況を記載した。	新たに追加された評価項目(1.提出する特定個人情報保護評価書の種類~9従業員に対する教育・啓発)のリスクに対する措置について、実施状況を記載した。	事後	提出する評価書の種類と、実施しているリスクに対する措置を記載。
令和4年10月3日	I-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	番号法改正(令和3年9月1日 施行)により号番号を事後に 変更
令和4年10月3日	I −1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要		(付)給付金・還付金等の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が今和4年1月に施行され、令和4年10月以降、被保険者が公的給付支給等口座情報(以下「公金受取口座情報」という。)の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム(デジタル庁)から当該被保険者の公金受取口座情報を入手して振込等の事務処理に利用することが可能になる。	事前	
令和4年10月3日	I-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(提供)番号法別表第2の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令 第31条の2	(提供)番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条の2の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月17日	I-1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	(※2) 地方公共団体情報の一個人番号や基本4情報を正との規定に基づきを限している場合が一つ事務のうち、番号法別表第1の項番2「健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定める」事務について、加入者の個人番号等の特定個人情報を以下の範囲で利用する。 1. 適用事務(加入者への保険給付や保険料徴収に当たって適用する資格関係情報等を取り扱う事務) (2)事業所又は加入者から個人番号が入手できない場合や個人番号又は基本4情報を確認する必要がある場合、住民基本台帳法第30条のの規定に基づき支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を入手(※2) (5)健康保険被保険者証の再発行や高齢受給者証などの発行・管理事務に係る対象者の確認及び資格関係情報等の参照 (※2) 地方公共団体情報システム機構からの個人番号、手や基本4情報和手は、支払基金経由で中間サーバー等を介して即時照会又はファイルー括照会する。	情報を以下の範囲で利用する。 1. 適用事務(加入者への保険給付や保険料徴収に当たって適用する資格関係情報等を取り扱う事務) (2)事業所又は加入者から個人番号が入手できない場合や個人番号又は5情報(氏名、氏名の	事後	番号法、健康保険法、主務省令当の改正により事後に変更
令和7年7月17日	I-3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1項 番2 番号法別表第1の主務省令で定める事務を 定める命令 第2条 ・住民基本台帳法 第30条の9(国の機関等へ の本人確認情報の提供)	・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番 2 ・住民基本台帳法 第30条の9(国の機関等へ の本人確認情報の提供)	事後	番号法改正により事後に変更
令和7年7月17日	I-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第2 項番3、番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条 (提供)別表第2 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第2条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第34条、第4条の4条、第4条の2、第4条の2、第4条の2、第25条の2、第55条の2、第55条の2、第55条の2、第55条の2、第55条の2、第55条の3、(委託の根拠)・健康保険法 第205条の4 第1項及び第2項	147条、第160条、第163条、第166条、第167	事後	番号法改正により事後に変更
令和7年7月17日	I-9.規則第9条第2項の適用 IV-8.人手を介在させる作業 IV-11.最も優先度が高いと考えられる対策		I -9.規則第9条第2項の適用 Ⅳ-8.人手を介在させる作業 Ⅳ-11.最も優先度が高いと考えられる対策 の項目を追加	事後	特定個人情報評価指針の改正による評価書の様式改正のため事後に変更
令和7年7月17日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要	収に当たって適用する資格関係情報等を取り 扱う事務) (1)~(3) 路 (4)他の医療保険者等から異動してきた被保険 者やその被扶養者の資格認定に当たり確認情 報が必要な場合は、中間サーバー等内で従前 に加入していた医療保険者等に情報照会し、資 格喪失していることを確認、また、被扶養者の 資格認定に必要な課税証明書や住民票等情報 は、情報提供ネットワークシステムを利用して当		事前	